

令和7年度 鎌ヶ谷市立西部小学校いじめ防止基本方針

いじめは、児童（生徒）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。又、いじめは、どの児童（生徒）に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（いじめ防止対策推進法第1条等より）

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

（3）学校及び学校の教職員の責務

- ・児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ・教職員は児童、保護者から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「いじめ対策会議」への通報など適切な処置をとる。

（4）児童の責務

- ・いじめを行ってはならない。
- ・いじめを認識しながら放置してはならない。
- ・いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 「学校におけるいじめ防止等に向けた対策のための組織」について

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に努める組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

この組織は、いじめの防止・早期発見・対処に当たって、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。

3 いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

（1）安心・安全な学校生活

（2）生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

（3）豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

（4）いじめに対する正しい知識の指導

（5）全児童、全職員で考える「みとめあい集会」を年3回実施し、違いを理解し、他者を認めあう心の育成を図る。

4 いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

児童が日常的に過ごす学校で休み時間や授業時間に人間関係の観察を行い、心配される様子があるときは積極的に声かけを行う。

(1) アンケート調査を実施する。(市一斉・・・年2回、学校独自・・・年3回)

(2) 児童対象の教育相談週間を実施する。(年3回)

1学期：6月中旬～下旬 2学期：11月中旬～下旬 3学期：2月中旬～下旬

(3) 個人面談等をとおして、保護者との連携に努める。(年3回)

(4) 教職員間における情報の共有に努める。※いじめに関する研修会の実施

(5) 「SOS の出し方教育」を4月に全校で実施し、助けを求めることができる力を育成すると共に、相談しやすい雰囲気づくりに努める。

【アンケート実施方法】

隣と机を離す形で行い、周囲の児童から記入用紙が見られないように配慮する。
無記名でも構わないことを伝え、実施していく。
回収は教員が行い、他の児童が解答用紙に触れないように注意する。

5 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては学校全体で、「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」を十分に配慮し、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口

相談箱の設置 (保健室前廊下に設置)

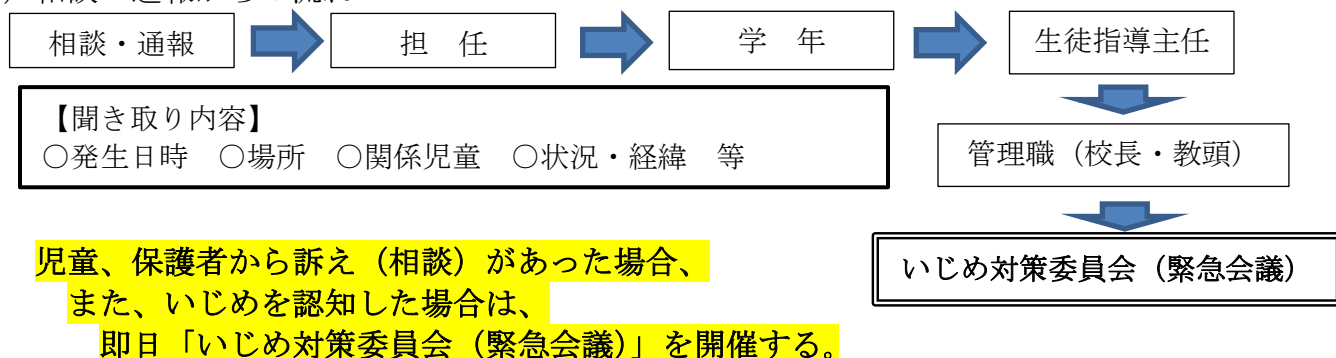
教育相談教諭への相談

養護教諭への相談

(2) 学校外の相談・通報窓口

相談場所	連絡先
鎌ケ谷市青少年センター	047-445-4307
鎌ケ谷市適応指導教室 (ふれあい談話室)	047-445-4952
鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ケ谷市青少年インターネット目安箱	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/seisyounen/meyasubako.html
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみ言おう)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077
千葉いのちの電話 (24時間365日)	047-227-3900
チャイルドライン千葉	0120-99-7777

(3) 相談・通報からの流れ

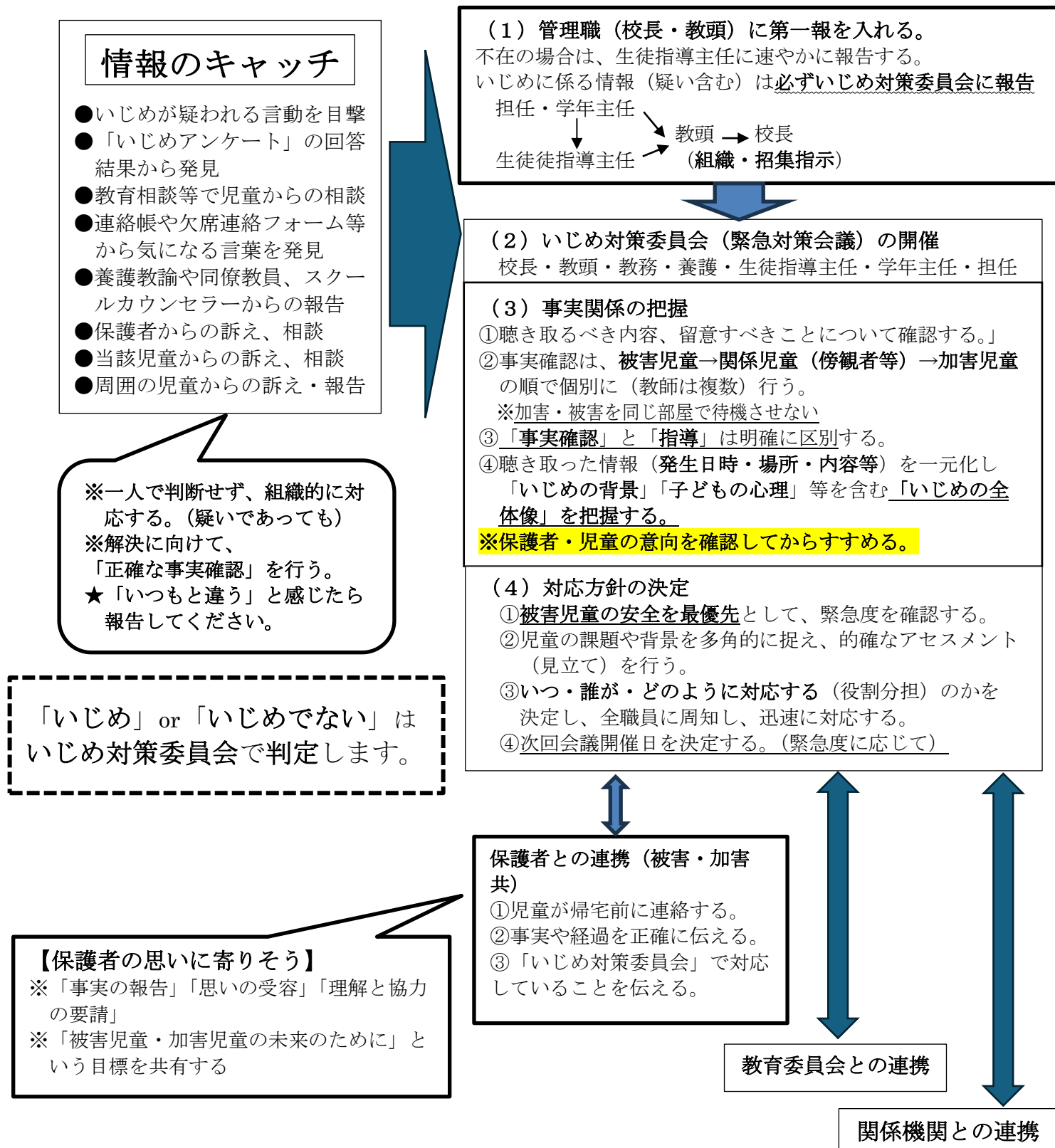


6 いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。併せて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。

※いじめを認知した場合は、下記の流れを基本として迅速かつ適切に対応する。

◆いじめの情報のキャッチと一次対応（初期対応）の流れ



7 家庭・地域・関係機関との連携

(1) 家庭との連携

- ① 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい環境を築く。
- ② いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(2) PTA や地域との連携

- ① 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

(3) 警察との連携

- ① いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署等に相談し、連携を図る。
- ② 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

(4) 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
・ いじめの発生状況の報告 ・ 対応方針について相談する ・ 生徒や保護者対応を相談する	教育委員会
・ いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時	教育委員会 児童相談所 鎌ヶ谷警察(生活安全課)
・ いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負った場合	医療機関
・ いじめられた児童、いじめた児童の心のケア	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

8 いじめ問題に対する指導

- (1) いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応(SC、養護教諭を交えた対策会議等の連携・助言)
- (2) いじめた児童に対する毅然とした対応での指導(状況に応じた SC の指導、助言)
- (3) 当該児童の保護者への対応(速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する)
- (4) 該当の保護者、家庭との連携、協働
- (5) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「傍観者」、「観衆」とならないための全児童への指導
- (6) **いじめは単に謝罪を持って安易に解消することはできない。**

指導後、安易に「解決した」という認識を持たない。終結の目安は「3ヶ月」。
「いじめが継続していない」「心理的苦痛を感じていない」ことを児童、保護者に面談等で確認後、いじめ対策会議にて現況報告を行い、終結か否かを協議する。

9 重大事態への対処について

(1) 重大事態について(いじめ防止対策推進法第28条)

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③ いじめにより当該学校に在籍する児童やその保護者から重大事態に至ったという申し出があったとき。

- (2) 重大事態が発生した際には、その旨を鎌ケ谷市教育委員会に報告し、調査を行う。
 ※重大事態における調査委員会の設置および専門職員（指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど）の派遣については教育委員会が判断する。
- (3) 重大事態が発生した際には、国（文部科学省・子ども家庭庁）に調査の報告を行う
- (3) 学校独自の組織の招集（緊急会議）
- (4) 警察や関係機関との連携

10 公表・点検、評価等について

- (1) 学校基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- (2) いじめ問題に対しての取り組みを保護者、地域、児童、所属職員等で評価する。
 課題となる事項については、いじめ対策委員で検討し、改定を行う。
- (3) 学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じて点検し見直しを行う。

11 いじめ防止対策年間計画

月	未然防止	早期発見	指導事項（生活目標）
4	- 前年度の「いじめ認知シート」の確認 - 学級開き - SOS の出し方教育 - 懇談会での啓発 - 保護者からの情報収集（懇談会・全校保護者会）	- 保護者からの情報収集（懇談会・全校保護者会） 1年生を迎える会	元氣なあいさつをしよう【挨拶】
5	- 生徒指導に関する研修会①（校内） - みとめあい集会	春季大運動会	相手を見て話を聞こう【話の聞き方】
6	先生あのね週間	5年 林間学校 - いじめ調査（市一斉） - 西部小アンケート - 先生あのね週間	係や当番の仕事に進んで取り組もう【勤労・責任】
7	- 保護者との情報交換（個人面談） 1学期のふり回り - 夏季休業中の生活の指導	- 保護者との情報交換（個人面談） - いじめ追跡調査（市一斉）	身の回りの整理整頓をしよう【勤労・奉仕】
8	生徒指導に関する研修会②（校内）		
9	2学期のめあて - 夏季休業明け実態把握 - みとめあい集会	各学年 校外学習	時間を守って生活をしよう【節度・節制】
10		6年修学旅行 - 各学年 校外学習 - 保護者との情報交換（懇談会）	自分からあいさつをしよう【挨拶】
11		- 体力づくり - いじめ調査（市一斉） - 西部小アンケート - 先生あのね週間	病気に負けないじょうぶな体をつくろう【健康・体力の向上】
12	- 保護者との情報交換（個人面談） 2学期のふり回り - 冬季休業中の生活の指導	- 保護者との情報交換（個人面談） - いじめ追跡調査	進んで自分の意見を伝えよう【主体的な態度】
1	3学期のめあて - 冬季休業明け実態把握 - みとめあい集会		気持ちのよいあいさつをしよう【挨拶】
2	保護者との情報交換（懇談会）	- 保護者との情報交換（懇談会） - 西部小アンケート - 先生あのね週間	クラスや友達の良いところを探そう【思いやり・協力】
3	1年間のふり回り - 春季休業中の生活の指導 - 次年度への引き継ぎ	6年生ありがとうの会	お世話になった感謝の気持ちをもち、学校をきれいにしよう【感謝】

・年間目標
 ・思いやりのある言葉を使う。（自分の価値観で判断しない）
 ・自分と異なる考えを認め合う。

この基本方針は、今後、職員会議等で取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。